

中区公告 第 109 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所(所在地)等が不明である
(法施行地でない)ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条
の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管して
あるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 7 月 21 日

横浜市中区長 永井 由香



送達を受けるべき者	氏名又は 名称	LIU XINNAN
送達する 文書名	差押書	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過した時に書類の送達があったものとみなす。		